

八、	等 額 給 送 手 月 日	額 十 二 半 一 月 十 日
七、	争 議 發 生 人 員	三、〇〇〇名 (中 高 二 等 學 校 員)
	關 連 業 者	一、一、二、六、〇
	運 送 業 者	六、八、〇
	岡 二 派	一、三、二、八、〇
	高 嶺 一 派	四、三、六、〇
	中 央 派	一、三、三、三、〇
六、	業 員 数	四、四、六、〇
五、	外 資	四、四、六、〇
四、	本 金	日 本 製 鐵 株 式 會 社 資 本 列 記 書
三、	業 員 の 数	日 本 製 鐵 株 式 會 社 資 本 列 記 書
二、	争 議 發 生 原 因	日 本 製 鐵 株 式 會 社 資 本 列 記 書
一、	争 議 發 生 原 因	日 本 製 鐵 株 式 會 社 資 本 列 記 書

根 拠 人 員 協 調 會 福 岡 出 張 所

法 財 人 員 協 調 會 福 岡 出 張 所

争 議 發 生 原 因

退 職 積 立 金 及 退 職 手 當 法 實 施 に 當 り 従 來 の 内 規 を 改 正 し 新 に 共 済 會 規 則 を 制 定 し て 之 を 代 行 す る こと に な り た る 爲 一 月 十 九 日 懇 談 會 を 召 集 し て 其 の 内 容 を 提 示 し た る 處 所 屬 各 炭 坑 の 従 業 員 は 新 規 則 に よ る と 不 都 合 解 雇 の 場 合 加 入 後 二 年 以 上 十 年 未 滿 は 已 む を 得 ざ る 理 由 (加 入 後 一 箇 年 未 滿 は 標 準 日 給 の 十 二 日 分、一 年 を 増 す 毎 に 十 二 日 分 を 加 ふ) に 依 る 手 當 の 二 分 の 一 (一 十 年 以 上 は 同 額) な る を 以 て 將 來 不 都 合 解 雇 さ れ た る 際 は 今 日 迄 の 勤 続 年 數 が 無 駄 に な る と の 見 解 か ら 年 功 打 切 手 當 の 支 給 方 を 要 求 し 同 時 に 物 價 騰 貴 に よ る 賃 金 の 値 上 等 要 望 し た る に 因 る。

要 求 事 項

1、年 功 打 切 手 當 支 給